

ぎふ清流文化プラザ 1 階エントランス

自動ドア取替工事 仕様書

業務場所 岐阜市学園町 3-4-2
ぎふ清流文化プラザ

公益財団法人岐阜県教育文化財団

第1節 一般事項

1. 適用

本仕様書は、「ぎふ清流文化プラザ1階エントランス自動ドア取替工事」に適用するものとする。

2. 業務の履行

業務履行は、契約締結日から令和7年9月30日の間で行うこと。ただし、現場作業は発注者と日程調整の上で行うものとする。

3. 工事の委託又は下請負について

受託者は本工事の施工を一括して第三者に委託又は下請負してはならない。

4. 保証期間

工事機器の保証期間は工事完成後1年間とし、この期間内の取扱の過誤又は天災等によらない故障が発生した場合、受託者は修理又は取り替えを行わなければならない。

5. 提出書類

契約後受託者は、以下の図書のほか監督員が必要とするものを提出しなければならない。

番号	名 称	部数
1	着 工 届	1
2	現場代理人届・経歴書	1
3	主任技術者届・経歴書	1
4	工 程 表	1
5	工事写真	1
6	事故発生報告書	1
7	完成届	1
8	完成写真	1
9	保全に関する資料	1

6. 安全衛生管理

ア 工事場所の安全衛生管理は、受託者が諸法令等に従い、これを行うこと。

イ 工事場所においては、整理整頓、清掃を行い、危険の予防に留意するとともに、火災、盗難その他の事故等の防止に努めること。

7. 工事対象設備等の保安等

工事対象設備等の保安等は、適切に行うこと。

8. 工事に当たっての安全対策等

ア 工事場所には、関係者以外の者が立ち入ることのないようにすること。

イ 運転中の機器等と工事対象機器等を誤認する恐れがあるときは、区画ロープ、標識等により明確に区分すること。

ウ 機器等を点検するに当たっては、他の業務従事者が近づかないようにするとともに、計器及び機器等を監視し、指示値並びに異音、異臭等の発生に注意すること。

エ その他事故等の防止に必要な処置を行うこと。

9. 工事時の服装

ア 工事従事者の服装は見苦しくない程度のものとし、業務履行中は名札を付け、その身分を明示すること。

イ 工事中は、所定の保護具を着用すること。

10. 業務実施上の注意事項

ア 資料の貸与及び返却等

- ・受託者は、本工事を実施するにあたり必要となる図面等の資料を（公財）岐阜県教育文化財団（以下「財団」という。）から借用することができる。
- ・受託者は、貸与された図面等の資料の必要がなくなった場合は、直ちに財団に返却するものとする。
- ・受託者は、財団から貸与された図面等の資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において原状に修復するものとする。
- ・受託者は、貸与された図面等の資料のうち、守秘義務が求められるものについては複写してはならない。

イ 関係法令等の遵守

- ・受託者は、本工事の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
- ・関係監督省庁等に届出義務の生じる行為については、財団の指示する書類等を提出すること。
- ・本工事で発生する廃棄物は受託者の責任で処理することとし、マニフェスト等により廃棄物の処理経過及び結果を明確にすること。
- ・受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

- ・受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、財団に履行期間の延長を請求することができる。

ウ 守秘義務

- ・受託者は、本工事の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ・受託者は、本工事の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、予め財団の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- ・受託者は、本工事に関して財団から貸与された情報その他知り得た情報を本工事の遂行以外の目的に使用してはならない。また、本工事終了後においても他人に漏らしてはならない。
- ・取り扱う情報は、本工事のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、財団の許可なく複製しないこと。
- ・受託者は、本工事の遂行において貸与された財団の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められる場合、またはそのおそれがある場合には、速やかに財団に報告するものとする。

エ 監督員

- ・財団は、本工事における監督員を定め、受託者に通知するものとする。
- ・監督員は、契約書及び本仕様書に定められた事項の範囲において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- ・監督員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受託者に口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後 7 日以内に書面で受託者にその内容を通知するものとする。

オ 費用負担等

- ・本工事に要する機材、器具及び消耗品の経費一切は受託者の負担とする。
- ・工事内容が仕様書に適合しないとして、財団が本工事の手直しを命じた場合における経費一切は、受託者の負担とする。
- ・作業時において機器及び配管等の塗装面が損傷した場合は補修する等、本工事において受託者の過失による機器等の破損があった時は、受託者の責任で元形復旧すること。
- ・その他、本件工事に伴い故障箇所等が発見された場合は、軽微なものについては、受託者がこれを実施することとし、それ以外の場合は財団と受託者の双方が協議を行い、これを実施すること。
- ・受託者は、本仕様書に従って本工事を実施するものであるが、仕様書に明示されていない事項であっても実施上、技術上当然必要と認められるものについては受託者の責任において行わなければならない。
- ・機器搬出入の際は隣接する機器や他の設備に十分注意して搬出入を行うこと。また、搬出入の際に一時的に取り外した物は元通りに復旧すること。

- ・機器を搬入、搬出するためにかかる経費及び輸送中に起こる事故等の責任は受託者が負うものとする。

カ 安全等の確保

- ・受託者は、本工事の実施にあたり、業務従事関係者だけでなく、近隣住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づき必要な措置を講ずるものとする。
- ・受託者は、本工事の実施にあたり、事故等が発生しないよう、業務従事者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- ・受託者は、本工事の実施中に、事故等が発生した場合には、直ちに監督員にその旨を報告するとともに、事故等の拡大防止に努めなければならない。なお、監督員から指示がある場合には、その指示に従わなければならない。

第2節 工事内容

1. 概要

ぎふ清流文化プラザ1階エントランス自動ドアについて、現在のものを撤去し、新たに2重片引き開閉スライド式の自動ドアを設置する工事。

2. 施工箇所及び内容

「参考図」参照のこと。

(1) 既設のドアの撤去及び補修

地下駐車場スロープ部分及び1階エントランス北面に仮囲いを設置し、施設利用者の安全を確保すること

既設の開閉装置及び扉を撤去すること

撤去後の補修を行うこと

(2) 1階エントランス北面へ自動扉開閉装置の新設

別紙「参考図」のとおり、JISA4722 準拠製品を使用すること

ポスター掲示が容易に行えるようなパネルを設置し、既存の掲示枚数を確保すること

(3) バリアフリー対策

視覚障がい者の点字ブロック使用や、車椅子利用を前提とした修繕とすること

物品リスト

- ・2重片引き開閉装置1式（JIS A 4722 準拠製品） 電源 AC100V±10% 5A
- ・起動センサー2個：無目下内蔵タイプ
- ・補助センサー1個：光電センサー 1光線
- ・錠前1式：外：シリンダー錠（MK 合わせ要確認） 内：サムターン錠
- ・戸袋パネル付き2重片引き開閉装置用ステンレス建具1式：SUS304 板厚1.5ミリ
ヘアライン 角出し
- ・強化ガラス扉2枚：厚み8ミリ 透明
- ・B2サイズポスターパネル6枚 シルバーマット B2サイズ

3. 留意事項

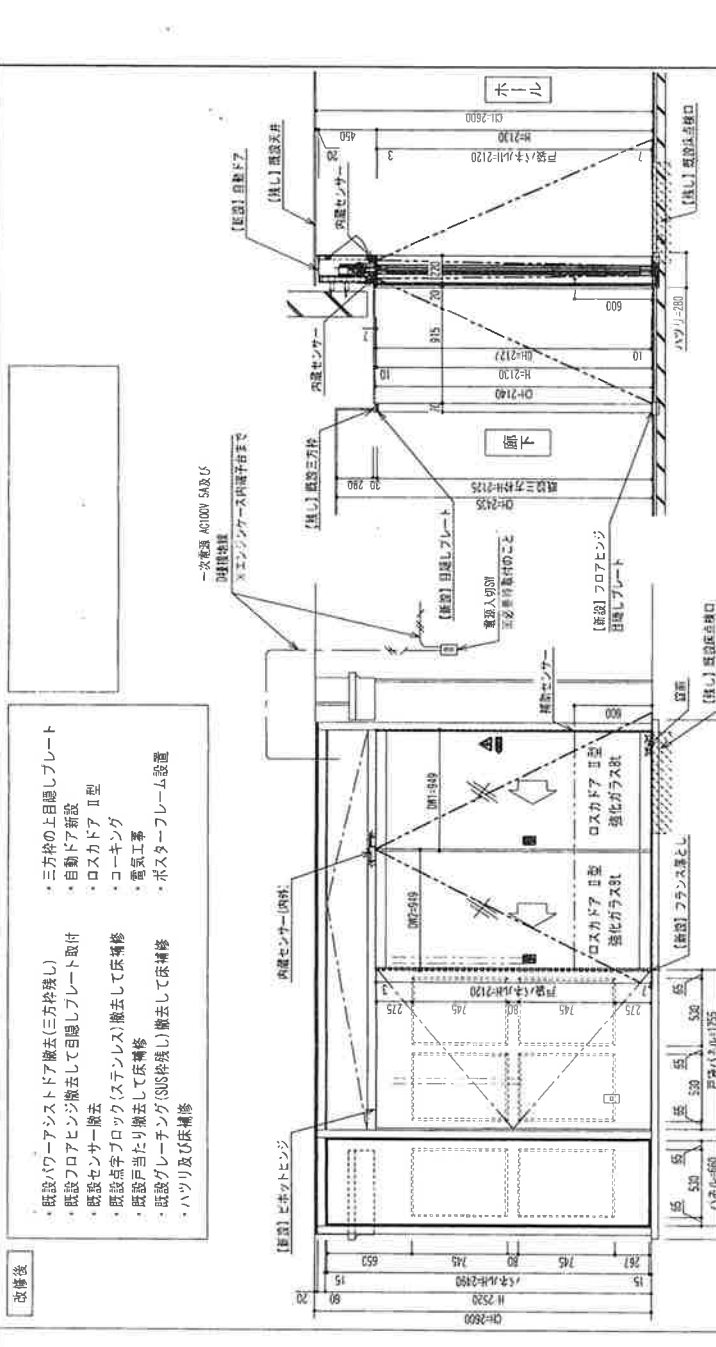
作業の実施にあたっては、予め財団と工事日程その他の調整を行うとともに、施設運営に支障をきたさぬよう、財団の指示に従って実施すること。

関係法令を遵守し、円滑な進行を図ること。

仕様書別紙

A. 工 事 概 要	
1. 工事名称	ぎふ清流文化プラザ1階エントランス自動ドア取替工事
2. 工事場所	岐阜市学園町3-42
3. 工事種別	・新築 ・増築 ・改築 ・大規模改修 ・ 修繕
4. 工事内容	可動床操作卓の更新、ソフトウェアや周辺機器の整備
5. 建物概要	鉄筋コンクリート・鉄骨造 地下1階、地上5階、塔屋1階 延べ面積14,489㎡
B. 一 般 共 通 事 項	
① 一般仕様	1) 適用範囲 (1) 特記仕様書、図面及び現場説明書（現場説明に対する質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（令和4年版）及び建築工事標準詳細図（令和4年改定）による。 (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事の仕様書を適用する。 (3) 設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の（1）～（5）の順番とする。 (1) 質問回答書 (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 岐阜県建築工事標準詳細図 平成9年版 ※詳細図を採用した場合 (4) 図面間で相違のある場合は下記による。 意匠図 仕上げ表を優先 構造図 断面リストを優先
② 特記仕様書	1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2) 「大規模地震対策特別措置法」による警戒宣言が発せられた場合、被害が想定される地域においては、工事請負人は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講ずるとともに、工事中断の措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第26条（臨機の措置）によって処理されたものとする。
③ 書類の作成	本工事の施工に関して提出する書類は、財団が請負者に指示する「工事施工にかかる提出書類について（依頼）」に基づき作成する。
4. 工事实績情報の登録	工事实績データの作成・登録（請負金額500万以上の場合） 受注時又は変更時において、工事实績情報サービス（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報センター）に基づき、受注・変更・完成後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。
5. 概成工事	総合試運転を行う上で、関連工事を含めた各工事が工期の概ね10日前までに支障のない状況まで完了していること。
⑥ 発生材の処理	(1) 財団に引渡しを要するものがある場合具体的に記入。 (2) 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法。 (3) 現場において再利用を図るもの及び再生資源化を図るもの。
⑦ 産業廃棄物の適正処理	産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、監督職員の指示に従い、産業廃棄物関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物の最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認すること。

⑧ 工事の記録	工事写真	・ カラーサービスサイズ	・ デジタル写真データ
9. 電気保安技術者	・ 適用する	・ 適用しない	
⑩ 工事用電力・給水	原則として、請負者の負担による。既存建物内の設備を利用する場合は、施設管理者と協議し、原則、請負者の使用量が確認できる措置を行う。		
⑪ 施工中の安全確保	次の工事を施工する場合は、工事車両の通行する各要所に保安用員を配置して、通行者の安全確保を図る。 ・ 主要資材の搬入・搬出が頻繁に行われる時。 ・ その他必要と認められる時。		
⑫ 養生	工事の施工に伴い、既存築造部分、工事目的物の施工済み部分等に汚染又は損傷を与えた場合は、請負者の責任において構造及び仕上げを原形に復旧する。		
⑬ 材料等	(1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 使用する建築材料が、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（令和3年版）」による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書 1. 4. 2. bの品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。ただし、標準仕様書に規定されている製作図、試験成績書等は除く。 (2) 室内に使用する合板、接着剤等は原則としてF☆☆☆☆を基本とし、該当する材料等が無い場合は、F☆☆☆☆又はその同等品の揮発性有機化合物（VOC）の放出量の少ない材料とし、監督職員の承諾を受けること。 (3) 材料は設計図書に指定されたもの、監督職員が指示するもの以外は新品とする。		
14. 色・柄等	見本品若しくはカタログ等を提出し、監督職員の承諾をうける。		
15. 完成図	・ 提出しない	・ 提出する（・ A3サイズ ・ A4サイズ ・ CD等）	部
⑭ 完成写真	・ 提出しない	・ 提出する	① カラーサービスサイズ ・ CD等） 2部
⑮ 保全に関する資料	・ 提出しない	・ 提出する	
⑯ 軽微な変更	現場の納まり、取り合い等の関係による協議の中で、形状、寸法の軽微な変更は、監督職員の指示による。なお、この場合請負金額の変更は行わない。		
⑰ 事故報告	工事施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に提出する。		
⑱ 不当介入における通報義務	(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務 請負者は契約の履行に当たって、暴力団関係者から事実関係及び社会通念に照らして合理的理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた時は、警察に通報しなければならない。 (2) 請負者は暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは財団に履行期間の延長を請求することができる。		

[illegible]